

大学図書館間協力における資料複製に関する ガイドライン

平成 24 年 3 月 5 日
国公私立大学図書館協力委員会

(趣旨)

1. このガイドラインは、大学図書館間協力における資料複製に関して、大学図書館が複製物の提供を行う際の細目を定める。

このガイドラインによる複製物の提供にあたっては、各大学図書館は著作権管理団体との契約又は合意に基づき、大学図書館による複製は、本来大学における教職員及び学生個人の調査研究を目的として行なわれるべきものであり、営利目的のために複製物を利用するものではないという点について、大学図書館側及び権利者側の共通認識を前提として締結が可能となったことを十分に認識して実施しなければならない。

(依頼及び受付)

2. 自館がサービス対象とする大学構成員から所定の申込書によって、他館が所蔵する資料の複製の依頼を受けた大学図書館(以下、「依頼館」という。)は、申込書の記載内容によって著作権法第 31 条第 1 項第 1 号の範囲内であること、利用目的が利用者個人の調査研究であること、当該資料を自館が所蔵しないことを確認した上で、利用者の申込みを受理する。
3. 依頼館は、当該資料を所蔵する図書館を特定して、その図書館が大学図書館である場合、利用者に代わってその大学図書館に対して当該資料の複製の依頼を行う。このとき、依頼内容についての記録(NACSIS-ILL システムでのレコードを含む。)を残すこととする。
4. 依頼館から依頼を受けた大学図書館(以下、「受付館」という。)は、依頼内容が著作権法第 31 条第 1 項第 1 号の範囲内であることを確認して、受付を行う。
5. 依頼館には海外の大学図書館も含むものとする。この場合上記第 2 項、第 3 項ならびに第 4 項の項目については受付館において可能な限り確認するものとする。

(複製及び送付)

6. 受付館は、著作権法等の理由により当該資料の複製ができないときは謝絶する。
7. 受付館は、当該資料の複製ができるとき、以下の(1)又は(2)のいずれかの方法によって複製物を作成して依頼館に送付する。

- (1) 受付館は当該資料の複製物を作成し、それを依頼館宛に郵便又は宅配便により送付し、依頼館は申込みをした利用者に渡す。
- (2) 受付館は当該資料の複製を行い、依頼館宛に通信回線を利用して送信し、依頼館は紙面に再生した複製物を申込みをした利用者に渡す。通信回線を利用する送信とは、ファクシミリ送信、インターネット送信（画像イメージを電子メールに添付して送信することを含む）を含み、当該資料の版面の画像イメージを電気信号に変換して電話回線あるいは専用回線などを用いて電送することをいうが、著作権管理団体との契約及び合意の趣旨に鑑み、利用者には紙面に再生された複製物のみを提供すること、本ガイドライン第8項に従って中間複製物を破棄することの2点を必ず履行するものとする。いかなる場合にも受付館は、利用者に対して電気信号そのものの電子的乃至磁気的な記録としての複製物は提供しない。

(中間複製物の破棄)

8. 前項(2)の場合、当該資料の版面の画像イメージの中間複製物を作成する必要がある場合があるが、そのような中間複製物は、その種類にかかわらず破棄する。すなわち、受付館は、送信のために紙面に再生した複製物又は電子的乃至磁気的な記録としての複製物の一方または両方を中間複製物として作成することになるが、そのいずれも破棄することとし、依頼館は、通信回線を利用する送信を受信したとき、利用者に渡す紙面に再生した複製物以外にも電子的乃至磁気的な記録としての複製物を中間複製物として作成する場合があるが、それも破棄するものとする。

(資料の購入努力義務)

9. 同一雑誌タイトル資料の過去3年間に発行された巻号からの複製依頼、又は同一書籍資料からの複製依頼を、1年間に11回以上行った依頼館は、その資料を購入する努力を行うものとする。

(契約の内容と締結の状況)

10. 著作権管理団体との契約及び合意において規定されている、以下の点について留意しなければならない。

(1) 契約及び合意の当事者について

現在、契約を締結している相手方は、一般社団法人出版者著作権管理機構であり、合意書を取り交わしている相手方は、一般社団法人学術著作権協会である。

(2) 大学図書館の範囲について

この契約及び合意における大学図書館には、その中央図書館、分館又は各学部等に設置されている図書施設（図書館サービスを担当する専任職員を配置し、著作権の適正な管理

を行う図書室等）を含む。

(3) 許諾対象となる資料について

一般社団法人出版者著作権管理機構及び一般社団法人学術著作権協会が複写許諾管理を委託されている著作物であり、そのホームページ、あるいはその他の方法によって提示している著作物の全てとする。但し、除外する旨が通知された著作物を除く。

一般社団法人出版者著作権管理機構ホームページ (<http://jcopy.or.jp/>)

一般社団法人学術著作権協会ホームページ (<http://www.jaacc.jp/>)

補足 (平成 28 年 6 月 27 日)

平成 28 年 7 月 1 日以降、上記文面中、一般社団法人出版者著作権管理機構に関しては、削除されたものとして扱う。